

# 建設企業常任委員会会議記録

日 時 令和4年11月24日（木曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午前10時38分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

## 1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

(第4回定例会提出予定案件)

- ① 市道路線の認定及び廃止に関することについて (建設計画課)
- ② 水戸市児童遊園に関することについて (公園緑地課)
- ③ 指定管理者の指定に関することについて (公園緑地課)

## 2 出席委員（6名）

委員 長	綿 引 健 君	副委員 長	滑 川 友 理 君
委 員	中 庭 次 男 君	委 員	鈴 木 宣 子 君
委 員	小 川 勝 夫 君	委 員	松 本 勝 久 君

## 3 欠席委員（1名）

委 員 田 口 文 明 君

## 4 委員外議員出席者（2名）

議 員 飯 田 正 美 君 議 員 袴 塚 孝 雄 君

## 5 説明のため出席した者の職、氏名

副 市 長 秋 葉 宗 志 君

建 設 部 長 大 和 直 文 君 建設部技監兼  
建設計画課長 上 田 航 君

建設部技監兼  
道路建設課長 松 葉 光 隆 君 建設部技監兼  
生活道路整備  
課 長 有 金 正 義 君

建設部技監兼  
河川都市排水  
課 長 大 山 裕 己 君 建設部技監兼  
土木補修事務  
所 長 川 又 弘 一 君

建設部技監兼  
内原建設事務  
所 長 谷 萩 幸 治 君 道路管理課長 丹 治 雅 人 君

建 築 課 長 大 和 田 聡 君

都市計画部長	加藤久人君	都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長	大森幹司君
都市計画課長	平澤俊之君	建築指導課長	井原孝志君
公園緑地課長	鶴井昭宏君	市街地整備課長	小田切幸司君
住宅政策課長	砂川和敏君		
上下水道事業 管理者	荒井幸君		
水道部長 (水道総務課長 事務取扱)	関谷勇君	水道部参事兼 経理課長	梶山哲君
水道部技監兼 給水課長	梶山学君	水道整備課長	杉山健一君
浄水管理事務所 長	林忠勝君		
下水道部長	坪貴之君	下水道部参事兼 下水道管理課長	鬼澤英一君
下水道整備課長	小田博之君	集落排水課長	久木崎隆君
下水道施設 管理事務所長	渡邊基弘君		
6 事務局職員出席者			
法制調査係長	武田侑未子君	書記	昆節夫君

午前10時 0分 開議

○綿引委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設企業委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、田口委員が体調不良のため欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

この際、御報告いたします。本日、一般傍聴人2名がお見えになりますので、よろしく願いいたします。

[傍聴人入室]

○綿引委員長 これより議事に入ります。

初めに、報告事項の説明を行います。

本日は、報告事項(1)から(3)のとおり、第4回定例会に提出を予定されております案件について御説明をいただきます。

なお、これらの案件につきましては、本日は説明を行うにとどめ、質疑は付託後に行いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

初めに、市道路線の認定及び廃止に関することについて、執行部から説明をお願いいたします。

上田技監兼建設計画課長。

○上田建設部技監兼建設計画課長 改めましておはようございます。

それでは、市道路線の認定及び廃止に関することにつきまして御説明を申し上げます。

建設部建設計画課提出の資料を御参照願います。

今回の市道路線の認定は、全部で28件、廃止は1件の計29件でございます。

1ページ目をお開き願います。

まず初めに、市道路線数及び延長の内訳についてでございますが、令和4年7月1日現在の路線数としまして7,716本、総延長で228万5,572.09メートルでございます。今回の市道路線の認定及び廃止によりまして、路線数が27本の増、延長で3,065.74メートルの増となりますので、路線総数としましては7,743本、総延長で228万8,637.83メートルとなるものでございます。

続きまして、2ページをお開き願います。

市道認定等の内訳でございます。

認定となる路線としましては、開発行為による帰属25本で延長2,925.40メートル、寄附による市道路線認定が1本で延長43メートル、再認定道路が1本で延長423.60メートル、認定外道路の格上げによる市道路線認定が1本で延長81メートルとなっております。

次に廃止となる路線といたしましては、1本で延長407.26メートルであり、認定する路線の合計は27本となります。

延長としまして3,065.74メートルの増となるものでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

3ページから5ページについては、認定となる路線について、6ページについては、廃止となる路線について、それぞれ路線名、起点と終点の箇所、延長、幅員、道路種別等を記載してございます。

次の、7ページから42ページにつきましては、認定となる路線について、43ページから44ページに

については、廃止となる路線について、それぞれ位置図を添付してございます。

それぞれの位置図につきましては、見開きで左側の奇数ページに道路認定路線図、右側の偶数ページに詳細図を記載してございます。なお、前回の当委員会において御指摘のありました、市道認定に当たり、隅切りが不用となるものについては、右側の偶数ページにその理由を記載してございますので、あわせて御参照願います。

最後に、別添の参考資料としまして、道路実測図の資料を提出させていただいておりますので、あわせて後ほど御参照願います。

以上、説明させていただきました案件につきましては、令和4年第4回定例市議会に議案として提出してまいりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○**綿引委員長** 次に、水戸市児童遊園に関することについて、執行部から御説明をお願いいたします。

鶴井公園緑地課長。

○**鶴井公園緑地課長** おはようございます。

それでは、お手元にお配りしました公園緑地課資料、水戸市児童遊園に関することについて御説明いたします。

1の改正理由につきましては、開発行為による帰属に伴い、児童遊園8か所を新たに条例に追加するため及び児童遊園1か所の位置の表記の変更のため、別表の改正等を行うものでございます。

次に、2の改正内容のうち、(1)につきましては、お手数ですが2ページをお開き願います。

新旧対照表により御説明いたします。

表の左側が現行、右側が改正案となっております。

右側の改正案の表中、名称の欄になりますが、網かけ部に水戸市河和田町東原児童遊園、同様に、位置の欄に水戸市河和田町209番8と追加するものでございます。

ほかの7か所の児童遊園についても、同様に名称及び位置を追加するものでございます。

また、施設概要としまして、4ページから19ページに位置図と平面図がございますので、お目通しいただきますようお願いいたします。

次に、表紙(2)の水戸市東野町東谷津児童遊園の位置の表記の変更につきましても、2ページで御説明いたしますので、お手数ですが2ページをお開き願います。

現行欄の中段網かけ部に、水戸市東野町東谷津児童遊園の位置、水戸市東野町669番14を、水戸市東野町649番10に変更いたします。

これは、既存の児童遊園に一部追加がございまして、合筆したことで地番が変わったという内容でございます。

20ページ、21ページに位置図、平面図がございますので、お目通しいただきますようお願いいたします。

ページを1ページにお戻し願います。

3の施行期日につきましては、2の(1)につきましては、令和5年1月1日からとします。

(2)の2につきましては、公布の日といたします。

なお、参考としまして、現在の児童遊園数につきましては、299か所ございまして、今回の8か所をあわせると307か所となる見込みでございます。また、児童遊園の総面積につきましては、現在10万1,339.81平方メートルに対しまして、今回追加します2,620.22平方メートルをあわせまして、合計10万3,960.03平方メートルとなる見込みでございます。

最後になりますが、本件の水戸市児童遊園に関することにつきましては、12月の第4回定例市議会に議案として提出する予定となっております。よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○綿引委員長 続いて、指定管理者の指定に関することについて、執行部から説明をお願いいたします。

鶴井公園緑地課長。

○鶴井公園緑地課長 引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、お手元にお配りしてございます公園緑地課提出の資料、指定管理者の指定に関することについて御説明いたします。

1の理由につきましては、新たに8か所の児童遊園を追加指定するためでございます。

次に、2の管理を行わせる公の施設の名称につきましては、(1)水戸市河和田町東原児童遊園から、(8)水戸市米沢町代官山下第2児童遊園までの8か所でございます。

次に、3の指定管理者となる団体の名称につきましては、一般財団法人水戸市公園協会でございます。

4の指定の期間につきましては、令和5年1月1日から令和8年3月31日まででございます。

なお、本件の指定管理者の指定に関することにつきましては、12月の第4回定例市議会に議案として提出する予定となっております。よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○綿引委員長 以上で、第4回定例会提出予定案件の説明は終わりました。

この際、資料の請求がありましたら御発言をお願いいたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 よろしいですか。

それでは次に、この際、松本委員から発言の申出がありましたので御発言をお願いいたします。

松本委員。

○松本委員 今回市道認定の議案ということで、それとは関連はしていますけれども、道路管理課が管理している法定外道路というものというのは、公道ではないし、国から農道を頂いたものだと。これらについては、水戸市でどのぐらいの本数とか、延長とか、幅員がどのぐらいとか、こういうのって把握していますか。

○綿引委員長 丹治課長。

○丹治道路管理課長 ただいま御質問いただきました認定外道路につきましてお答えいたします。

道路管理課で管理しております認定外道路の総延長は、約505キロメートルでございます。その内訳としましては、幅員が1.8メートル未満のものが約87キロメートル、876路線。幅員が1.8メートル以上のものが約418キロメートル、本数が3,447路線でございます。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 認定外道路というのは1.8メートル以上でしょう。だからそれ以下というのは何というの、そういうのは。1.8メートル以下の場合。

○綿引委員長 丹治課長。

○丹治道路管理課長 幅員が1.8メートル未満のものにつきましても、認定外道路ということで市のほうで管理しております。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 そうすると、1.8メートル以下でも法定外道路という名称で、今言った本数に入っているということですね。

そういうところというのは、例えば、もちろん法定外だから家なんか建てないよね。法定外から建築確認というのは取れるんですか。

○綿引委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

建築物の敷地は、建築基準法上の道路に接していなければならないと規定されておりますが、認定外道路であっても、建築基準法上の道路に該当するものがございまして、該当するものにつきましては、建築行為が認められて、該当しないものについては建築が認められないということになります。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 法定外道路でも認められるというのはどういう意味なんだろうな。私ちょっとよく分からないんだけど。で、1.8メートルの法定外道路で建築確認が下りるとい、下ろさなきゃならないとか、法的な見解は。

○綿引委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

認定外道路だから建つ、認定外道路だから建たないということではございませんで、認定外道路の中にも、建築基準法上の道路に該当するものと該当しないものと2種類ございまして、建築基準法上の道路に該当するものについては、建築することができるということになります。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 認定外道路で、建築基準法上1.8メートルならば、1.1メートル下がれば法定外道路であっても確認は下りるとい、ということですね。これは法律でセットバックというのが必要なんだよ、建築基準法というのは。だから、その法定外道路で例えば下がらなくても建築確認というのは下りるのけ。

○綿引委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

認定外道路のうち、建築基準法上の道路に該当するものにつきましては、建築することができる。認定外

道路であっても、建築基準法上の道路に該当しないものは原則的には建築ができないということになります。

先ほどの、下がらなくても建築できるのかという御質問ですが、建築基準法上の道路に該当する認定外道路に接している場合は、中心から2メートルのセットバックが必要になりまして、建築基準法上の道路に該当しない認定外道路に接している敷地については、そのほかに建築基準法上の道路に該当するものにほかの部分で接している必要がありますが、そういった場合は、建築基準法上の道路に該当しない認定外道路についてはセットバックの必要がないということになります。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 そうしたら、建築基準法上に該当するものと該当しないものによっては違うということなんだけれども、その違いというのはどういうことなの。

○綿引委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

建築基準法が昭和25年に施行されたんですが、そのときに建築物の敷地は幅員4メートル以上の道路、例えば水戸市道ですとか、そういったものに接していなければならないという規定になりました。そうなりますと、既に4メートル未満の道路に接している建物が建ち並んでいる道路に建築ができなくなってしまうということになりますので、その建築基準法の中に既に建物が建ち並んでいる4メートル未満1.8メートル以上の道路につきましては、中心から2メートルセットバックすることで建築を認めるということになりました。

したがって、既に建物が建ち並んでいた道路につきましては、そこに建物を建てる時にセットバックの義務が生じるということでございます。当時建ち並んでいたか、全く建ち並んでいなかったかというところが違いになります。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 昭和25年までにその法定外道路、例えば1.8メートルの道路が4メートルの道路に面していたとしたらば、これは建築基準法上、建築確認は下ろせると、下ろさなければならないと、だからセットバックをしなければならないとかという問題になりますよね。例えば、認定外道路であっても、4メートルの道路に公道に面していたとすれば、その建築確認は下ろすことができるということなんだけれども、下ろすということは、要するにセットバックというものが建築基準法上必要になってきますよね。そうでしょう。違うの。だから私が言っていることは、1.8メートルの道路でも、その4メートルの道路に面していれば、確認は下ろせるということなんでしょう、今の説明だと。だから下ろせるということは、セットバックをしなければならないということなんでしょう。建築基準法上で言えば。建築基準法というのはそういう決まりだよ。

そうしたら、認定のほうの話になっちゃうんだけど、法定外道路がこれだけあるということは、先を見据えて、エリア指定とか、市街化区域とか、いろんな用途がありますけれども、要するにそういう中の法定外道路というのは、市道認定を先に先行していくという考え方というのはないんですか。寄附になって初

めて、そこに家が建ったから認定するんだとか、結局後手になっているような気がするんだよ。だから法定外道路であっても、そういう状況の中、エリア指定というのは家を建ててもいいわけだから、建てられるための都市計画法なんだから。そうでしょう。そうしたら、そういう中の認定外道路が、例えば今の条件のように4メートルの道路に面している道路があるとすれば、私は先に認定なんかはいかがですかと聞いている。

○綿引委員長 上田課長。

○上田建設部技監兼建設計画課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

市道の認定の基準については、現在水戸市がやっている要項の中では、認定外道路については、まずは4メートル以上の幅員が必要であることというようなことで、幾つかの条件を付しているところがございます。ですので、要項を見直すということが前提となってくるかと思いますが、そういった意味では、市道認定をしていくということも可能ではございます。けれども、その市道認定をすることによって得られる――基本的に農道であっても市道であっても、市が管理する行政財産には間違いないものですので、市民からの要望があれば整備もしますし、苦情の対応もしていくというようなことで、その市道を認定するしないに違いはない、要は市が管理する上での違いがないということもあるので、十分そういったところは検討していかなければならないのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 そうすると、また都市計画部のほうに戻っちゃうんだけど、法定外道路だからセットバックしなくていいよと、片方は。片方は法定外道路であってもセットバックをしないと、こういう条件で許可を出している部分もありますよね。そうすると、1.8メートルの片方が1.1メートル下がっても、何メートルになるんですか。2.9メートルになっちゃう。そうでしょう。そうしたらこれは両側に家が建っちゃったら、市道認定というのはできないでしょう。今4メートルが最低の基準だと言っているんだから。こういう場所があるわけです。法定外道路だから云々とか、そこら辺の抜本的な考え方、2.9メートルがずっと永久に残っちゃうんだよこれから。これは水戸市の責任なんだよ。そういうふうに許可を下ろしていったということ。永久的に広がらない。だから今先にそういう部分については、認定というのはできないんでしょうかと言っているんだけど、例えばそこに家が1軒もなければ、逆に今4メートル以上と言っているんだけど、私は前々から言っているように、4メートルの道路では車がすれ違えないんです。その基準を私は5.5メートルとかにしるとか、前々からこれは言っておったことなんだけれども、この開発行為の場合は、これはちゃんとそれなりの幅員になっていますけれども、だからその辺を建設部と都市計画部の横の連携、目先のことだけじゃなくて、将来を見据えてのその辺の連携を私はもう少し、まだまだ認定外道路がこれだけあるわけですから、これからもそういう汚点を残していったら、これは大変なことになってしまう。この答弁は誰もする人いないかな。

井原課長さんは建築基準法上に基づいた確認を下ろしている、これは分かります。だからその道路によって、その路線に家が何軒あるとか、1軒もないとか、建設部のほうと協議して、開発行為を下ろすのは都市計画部のほうでしょう。現実にとこの場所を言っているか分かるでしょう。だから、ああいう幅員が残ってってしまうということは、昔は陸前浜街道、殿様が通った道、幹線道路がそういうふうに残って行ってし



まうということは私はいかがなもんかなと思う。できちゃったところを水戸市が買い増していくしかなくなっちゃうんだよ、これ。広い道路から広い道路に面している。通り抜けない。幾ら法定外と言ったって。だから、宿題にしておきましょう。しょうがない、結論が出ないもん。これは前々から言っていることですから、井原課長さんはその状況によってはあくまでも4メートルがあればいいよじゃなくて、もう少しあと1メートルもどうですかという感じ、そういう方向で、認定というのは、寄附行為以外、開発行為以外の認定なんかの場合、そういう考え方で努力していただきたい、こう思います。

以上です。

○綿引委員長 それでは、ただいまの件について何か御質問等がございましたら御発言をお願いいたします。

鈴木委員。

○鈴木委員 すみません、ちょっと全然話があれなんですけど、法定外道路の先がもう行き止まりで、例えば家が隣接している方に売られたということは過去にないんでしょうかね。1.8メートル未満で。

○綿引委員長 上田課長。

○上田建設部技監兼建設計画課長 ただいまの御質問についてお答えします。

今の質問は、農道の払下げということで、個人の土地になったという話でしょうか。それとも家が誰かに売られちゃったということなんでしょうか。

○鈴木委員 先は畑なんですけれども、畑で……

○上田建設部技監兼建設計画課長 道路があって、行き止まりの道路で、その先に建物なのか農地があって、それが誰かに売られたということですか。

○鈴木委員 売られたというわけじゃないんですけれども。

○上田建設部技監兼建設計画課長 例えばですけれども、農道がずっと抜けていまして、どこか途中で現状使われていなかった場合があったりして、その道路が第三者に払下げされたということは、例としてはあると思います。ただし、その払下げする場合には、隣接の地権者だったり隣接の同意だったりという様々な要件をクリアしないと道路の払下げはできません。また、仮にそれが民地だった場合には、これもちょっと市では介入できないお話なのかなというふうに思います。

以上でございます。

○綿引委員長 よろしいですか。

そのほかございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、次に、中庭委員から発言の申出がありましたので、御発言をお願いいたします。

○中庭委員 私のほうからは、児童公園の水銀灯の件なんですけれども、実は桜川団地第2児童公園の中にある防犯灯、これ水銀灯なんですけれども、この水銀灯がずっと消えたままになっているということで、何とかならないかという要望がありました。早速公園緑地課にも話をしたんですけれども、私夜に行ってみたんですけれども、こんなふうにもう全く消えているんです。夜8時の写真なんですけれども、消えたままになっているんです。私はこの話を聞きまして、要するに住民のほうから通報しなければ水銀灯の管理という

のは、故障した場合は放置になっているのかどうか。どういう仕組みでこれをなくすようにしているのかお答えいただきたいと思うんですけれども。

○綿引委員長 鶴井課長。

○鶴井公園緑地課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

実際今回の照明が切れている件につきましては、恐らく電気の球が切れていることだと思うんですが、公園施設は年に2回定期点検をしています。球切れまでちょっと発見できないことになっております。電気の照明が消えているのは、我々公園行政のほうでも発見した場合にはつけるようにはしていますが、どうしても地元の方による通報による修繕というのがメインになってきております。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 通報がなければ、これはずっとこのままになってしまうということで、私ね、これ調べたんですけれども、電線が切れちゃったのかなと思ったんですけれども、水銀灯の電線がないんですね。これは何かの拍子で切れてしまったのか、それとも原因は何ですかこれは。

○綿引委員長 鶴井課長。

○鶴井公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えします。

公園の照明は、上空からの配線で電気を取っている場合と、地下から引っ張っている場合等がございます。こちらの公園は地下から引っ張られている公園だと思います。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、今言ったように住民からの通報がなければずっと消えたままの状況になってしまうという仕組みなんですけれども、パトロールというのはやっていないんですか。児童公園とか児童遊園のパトロール、こういう防犯灯がどうなっているのかということも、それはやっていませんか。

○綿引委員長 鶴井課長。

○鶴井公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

夜間のパトロールは定期的にはやってございません。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 定期的なパトロールは夜間はやっていないから、どこが消えているのか分からない。この公園はかなり大きな公園なので、そういった意味ではやはり水銀灯がないと真っ暗で、私が行っても非常に危険な場所になってしまっているんで、ぜひパトロールも強化してみてもどうかというものなんですよ。そういう考えというのはないんですか。

○綿引委員長 鶴井課長。

○鶴井公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

御指摘を踏まえまして、そういうパトロールなどについてもちょっと検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 年に2回の点検をしているということなんですけれども、それは昼間に行って防犯灯、水銀灯

などを点検しているから消えているかどうかまでは分からない、そういう点検なんですか。お答えください。

○綿引委員長 鶴井課長。

○鶴井公園緑地課長 お答えいたします。

年2回の点検は外観で分かるもの、安全管理をメインにしているものでして、点灯試験まではやってごさいません。ですので、今後御指摘を踏まえまして、夜間の照明などの点検も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 児童公園ってかなり大きな公園なんです。ですから、そういう点ではやはりそこで事故が起きても大変なので、ぜひ定期的な夜間のパトロールも年に何回かやっていただいて、そしてきちんと付近の住民の皆さんが自由に使えるように、安心して使えるようにしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○綿引委員長 それでは、ただいまの件について何か御質問等がありましたらお願いします。

よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、本日の建設企業委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時38分 散会